

改正

昭和56年9月17日規則第41号
昭和63年1月26日規則第4号
平成8年3月31日規則第34号
平成9年7月18日規則第43号
平成12年4月28日規則第131号
平成16年6月15日規則第43号
平成18年3月28日規則第13号
平成21年3月16日規則第5号
平成22年3月31日規則第23号
平成24年3月30日規則第16号
令和元年10月31日規則第65号
令和3年3月26日規則第25号
令和3年3月31日規則第52号
令和4年3月22日規則第8号
令和6年3月29日規則第14号

沖縄県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

沖縄県屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の規定により規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第6条又は第7条第5項から第9項までの規定により、知事の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 広告物又はこれの掲出物件の付近の見取図（野立広告物にあつては、その設置場所の付近に所在する道路及び他の野立広告物までの距離を記載したもの。）
- (2) 広告物にあつては、これと同一の広告物又は当該広告物の大きさを記載した模写図

- (3) 掲出物件にあつては、その工事仕様書及び構造図
 - (4) 表示又は設置に当たり、他の法令の規定による許可、認可等が必要な広告物又はこれの掲出物件については、他の法令の規定による許可、認可等があつたことを証する書類
 - (5) 表示又は設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承認を証する書類
 - (6) その他知事が必要と認めた書類
- (許可の基準)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が別表第1に掲げる基準に適合していると認めるときは、これを許可するものとする。

(許可等の通知)

第4条 知事は、第2条の規定に基づく申請について、許可するときには許可証(第2号様式)を当該申請をした者に交付するものとし、これを許可しないときには、その旨及び理由を当該申請をした者に通知するものとする。ただし、はり紙、はり札、又は立看板に係る許可にあつては、当該はり紙、はり札又は立看板に許可印(第3号様式)を受けることにより、許可証の交付に代えることができる。

(表示等の完了の報告)

第4条の2 条例第6条又は第7条第5項から第9項までの規定により、知事の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が完了したときから1月以内に、屋外広告物表示又は設置完了報告書(第3号様式の2)に、表示が完了した広告物又は設置が完了した掲出物件のカラー写真を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、許可の期間が1月以内の広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(許可期間及び更新等)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又はこれの掲出物件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) はり紙、はり札、立看板、広告幕、広告網、旗・のぼり、つりさげ又は気球広告 1月以内
- (2) 前号に掲げる広告物以外の広告物又はこれの掲出物件 3年以内

2 条例第10条第3項の規定により許可期間の更新を受けようとする者は屋外広告物更新許可申請書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物安全点検結果報告書（第4号様式その2）
- (2) 前号の報告書に点検者としてその氏名を記載された者が、条例第14条の2第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (3) その他知事が必要と認めた書類

3 第4条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

（変更等の許可の申請）

第6条 条例第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 広告物の内容を変更するときにあつては、内容を変更した広告物と同一の広告物又は当該広告物の大きさを記載した模写図
- (2) 広告物又はこれの掲出物件を改造するときにあつては、その工事仕様書及び構造図
- (3) 広告物又はこれの掲出物件を移転するときにあつては、その付近の見取図（野立広告物にあつては、その設置場所の付近に所在する道路及び他の野立広告物までの距離を記載したもの）並びに掲出物件の移転に伴う工事仕様書及び構造図

2 第4条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

3 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又はこれの掲出物件をその許可当時の表示内容、意匠、色彩、形状又は許可に付せられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り替えるもの
- (2) 劇場、映画館等常設の興行場が設置する物件に位置及び形状を変更することなく興行内容を表示する広告物を2週間以内に、かつ、定期的に変更するもの
- (3) 自動車の外面を利用するもので位置及び形状を変更することなく表示する広告物を2週間以内に、かつ、定期的に変更するもの
- (4) 新聞又ははり紙の掲出物件に位置及び形状を変更することなく表示する広告物を2週間以内に、かつ、定期的に変更するもの

（許可の表示）

第7条 第4条の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物又はこれの掲出物件の見やすい箇所に貼付しなければならない。

（屋外広告物モデル地区における届出等）

第7条の2 条例第6条の2第6項の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第7条第2項第1号に規定するもので表示面積が1平方メートルを超えるものとする。

2 条例第6条の2第6項の規定による届出は、屋外広告物表示（設置）届出書（第6号様式）に第2条第1号から第3号までに掲げる書類を添付して行うものとする。

（適用除外の基準）

第8条 条例第7条第2項第1号、第2号及び第5号、第3項第1号、第4項並びに第10項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（公共掲示板への表示）

第9条 条例第7条第2項第8号の公共掲示板に表示する広告物は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- （1） 広告物は、表示面積が0.4平方メートル以内のはり紙であること。
- （2） 広告物は、同一表示者について公共掲示板一基につき、1枚であること。
- （3） 広告物の表示期間が、毎月2日から15日まで、又は17日から月末までのものであること。

2 前項の広告物を表示した者は、その表示期間が満了したときは、これを自ら除去しなければならない。

（公益上必要な施設又は物件）

第9条の2 条例第7条第8項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げる施設又は物件とする。

- （1） 国又は地方公共団体が設置する施設又は物件
- （2） 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は物件
（地域住民の生活の向上等を図るための取組）

第9条の3 条例第7条第9項の規則で定める取組は、次に掲げる取組とする。

- （1） 地方公共団体が実施主体となつて行う行事又は催物に関する取組
- （2） 防犯又は防災に関する取組
- （3） 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理に関する取組
- （4） 営利を主たる目的としないものであつて、地域の活性化又は地域住民の交流の促進に寄与するものとして知事が認める取組

（点検）

第9条の4 条例第14条の2第1項に規定する点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、屋外広告物安全点検結果報告書（第4号様式の2）の点検項目について、実施するものとする。

2 条例第14条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第5条第1項第1号に

掲げる広告物とする。

3 条例第14条の2第1項第4号の規則で定める知識を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第37条第1項の講習会の課程を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者

(2) 条例第38条第1項第3号又は第4号に掲げる者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者

(3) 第27条の認定を受けたもの

(4) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号の規定により登録を受けた法人又はその加盟団体が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者

(除却届)

第10条 条例第15条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届(第7号様式)を提出して行うものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第11条 条例第19条第1項第1号の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した土木事務所とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める様式は、第8号様式とする。

3 条例第19条第2項の規則で定める場所は、第1項に規定する場所とする。

(保管した広告物又は掲出物件の売却の方法)

第12条 条例第21条の規則で定める方法は、屋外広告物法及び条例に定めるもののほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)の規定を準用する。

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書)

第13条 条例第23条の規則で定める様式は、第9号様式とする。

(身分証明書)

第14条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第10号様式)によるものとする。

(管理者の資格等)

第15条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第5条第1項第1号に掲げる広告物とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものとする。

3 条例第26条第2項の規則で定める資格を有する者は、第9条の4第3項第1号から第3号までに掲げる者とする。

(管理者等の届出)

第16条 条例第27条各項の規定による届出は、次の各号に掲げる届の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第27条第1項の届 屋外広告物管理者届 (第11号様式)

(2) 条例第27条第2項の届 屋外広告物設置者(管理者)変更届 (第12号様式)

(3) 条例第27条第3項の届 屋外広告物等滅失届 (第13号様式)

(4) 条例第27条第4項の届 屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届 (第14号様式)

(登録の更新の申請期限)

第17条 屋外広告業者は、条例第29条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

第18条 条例第30条第1項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書(第15号様式)によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第19条 条例第30条第2項及び次項第1号の誓約する書面は、第16号様式によるものとする。

2 条例第30条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。以下同じ。)が条例第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第38条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

(3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

- (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本

3 前項第3号の略歴を記載した書面の様式は、第17号様式によるものとする。

(変更の届出)

第20条 条例第33条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（第18号様式）に添付しなければならない。

- (1) 条例第30条第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書
- (2) 条例第30条第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が個人である場合に限る。） 住民票の抄本
- (3) 条例第30条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (4) 条例第30条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
- (5) 条例第30条第1項第4号に掲げる事項の変更 住民票の抄本並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
- (6) 条例第30条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号の書面
(屋外広告業者登録簿)

第21条 条例第31条第1項の屋外広告業者登録簿は、第19号様式によるものとする。

2 条例第34条に規定する屋外広告業者登録簿の閲覧は、土木建築部都市計画・モノレール課で行うものとする。

(廃業等の手続)

第22条 条例第35条の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（第20号様式）により行うものとする。

(講習会の開催等)

第23条 知事は、条例第37条第1項の規定による講習会（以下「講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を県公報で

告示するものとする。

2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物に係る法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 次に掲げる者については、前項の講習科目のうち、同項第3号に掲げる科目の受講を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
(講習会の受講)

第24条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（第21号様式）に、条例第37条第3項に定める講習手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(講習会修了証書の交付等)

第25条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（第22号様式）を交付するものとする。

2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、知事にその理由を記載した書類を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。

(講習会の委託)

第26条 知事は、条例第37条第2項の規定により講習会の運営に関する事務を委託しようとするときは、その旨を県公報で告示するものとする。

(業務主任者の資格等)

第27条 条例第38条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがない者について行う。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（第23号様式）に同項の5年以上の経験を有することを証する書面を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の認定をしたときは、申請者に認定証（第24号様式）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第28条 条例第39条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 法人である場合にあつては、その代表者の氏名

（2） 登録年月日

（3） 営業所名

（4） 業務主任者の氏名

2 条例第39条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票（第25号様式）によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第29条 条例第40条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

（1） 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

（2） 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

（3） 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

（4） 当該表示又は設置の年月日

（5） 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 第1項の帳簿（前項の規定により記録が行なわれた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。以下同じ。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第1項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（監督処分簿）

第30条 条例第43条第1項の規則で定める閲覧所は、土木建築部都市計画・モノレール課とし、同項の規定による屋外広告業者監督処分簿は、第26号様式によるものとする。

2 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号、登録年月日、氏名及び住所
- (2) 処分の根拠となつた条例の条項
- (3) 処分の期間
- (4) 処分の原因となつた事実
- (5) その他知事が必要と認める事項
(屋外広告業立入検査身分証明書)

第31条 条例第44条第2項に規定する身分を示す証明書は、屋外広告業立入検査身分証明書（第27号様式）によるものとする。

(書類の部数及び経由)

第32条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部とする。

2 前項の書類は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年9月17日規則第41号)

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年1月26日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月31日規則第34号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月18日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日規則第131号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年6月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第16号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県屋外広告物条例施行規則の規定によりなされた登録の申請その他の手続は、改正後の沖縄県屋外広告物条例施行規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則 (令和元年10月31日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規則第25号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第52号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第11号様式、第12号様式、第14号様式及び第21号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 共通許可基準

- (1) 都市美、自然美を損なわないように周囲の環境に調和し、かつ、色彩、形状、意匠等が快適なものであること。
- (2) 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。
- (3) 広告物の色彩は、中間色を中心に色調を整えたものであること。また、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色の使用をできるだけ避けること。
- (4) 広告物の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、

落下等によつて公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

(5) 広告物は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮へいし、又は幻惑させること等により道路交通に影響を与えないものであること。

(6) 住居系地域及び住居系地域に向けての発光広告物は、当該照明装置を点滅させないこと。

(7) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の適用を受ける広告物は、これらの法令の規定に適合するものであること。

2 個別許可基準

(1) 一般広告（条例第6条に規定するもの）

ア 野立広告

道路に接続する 地域で、知事が 指定する区域	広告板	(ア) 広告物相互の間隔は、50メートル以上とすること。 (イ) 表示面積は、1件30平方メートル以下とすること。 (ウ) 高さは、5メートル以下とすること。
	広告塔 (広告 柱を含 む)	(ア) 広告物相互の間隔は、50メートル以上とすること。 (イ) 表示面積は、それぞれ接する面の合計が30平方メートル以下とすること。 (ウ) 高さは、原則10メートル以下（商工系地域では、原則15メートル以下）とすること。
その他の地域又 は場所	広告板	(ア) 広告物相互の間隔は、市街地部分を除き5メートル以上とすること。 (イ) 表示面積は、1件30平方メートル以下とすること。 (ウ) 高さは、5メートル以下とすること。
	広告塔 (広告 柱を含 む)	(ア) 広告物相互の間隔は、市街地部分を除き15メートル以上とすること。 (イ) 表示面積は、それぞれ接する面の合計が30平方メートル以下とすること。 (ウ) 高さは、原則10メートル以下（商工系地域では、原則15メートル以下）とすること。

イ 建築物を利用するもの

	(ア) 広告物の高さは、10メートル以下（商工系地域では20メートル以下）
--	---------------------------------------

<p>屋上を利用するもの</p>	<p>で、かつ、地上からそれを設置する箇所までの高さの3分の1以下（商工系地域では2分の1以下）とすること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。</p> <p>(ウ) 表示面積は、1面が30平方メートル以下（商工系地域では50平方メートル以下）とすること。</p> <p>(エ) 特定主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物、その他の工作物に設置されるものであること。</p> <p>(オ) 広告物の数は、建築物1棟につき原則として1個とすること。</p>
<p>壁面及び屋根面を利用するもの</p>	<p>(ア) 表示面積は、同一壁面及び屋根面の3分の1以下（商工系地域では2分の1以下）で、かつ、30平方メートル以下（商工系地域では50平方メートル以下）とすること。</p> <p>(イ) 同一壁面及び屋根面に、同一内容の広告物を掲出するときは、2個以下とすること。</p>
<p>壁面より突出するもの</p>	<p>(ア) 表示面積は、それぞれの面の合計が20平方メートル以下（1面の場合は10平方メートル以下）とすること。ただし、商工系地域では、合計が40平方メートル以下（1面の場合は20平方メートル以下）とすること。</p> <p>(イ) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下とし、かつ、路端から1メートルを超えないものであること。</p> <p>(ウ) 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。</p>

ウ 電柱及び街灯柱の類を利用するもの

<p>電柱に添加するもの</p>	<p>(ア) 広告物の個数は、電柱1本について突出広告、巻き付け広告又は直塗広告ともに各1個とすること。ただし、角鉄柱の場合にあつては、はり付けは2面とすること。</p> <p>(イ) 路面から、巻き付け広告又は直塗広告の下端までの高さは1.2メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 広告物の大きさは、突出広告にあつては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下、巻き付け広告にあつては縦1.2メートル以下、はり付け広告</p>
------------------	--

	<p>にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下とすること。</p> <p>(エ) 路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。取付けの方向は歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として路端側とすること。</p>
街灯柱に添加するもの	<p>(ア) 広告物は、街灯柱1本につき1個限りとし、柱には巻き付け広告又は直塗広告は表示しないこと。</p> <p>(イ) 原則として規格を統一することとし、その大きさは一面の表示面積が0.3平方メートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。</p>

エ その他のもの

はり紙及びはり札	<p>(ア) 表示面積は、原則として1平方メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下とすること。</p>
立看板	<p>(ア) 大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下とし、脚の長さは0.5メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直にすること。</p> <p>(ウ) 信号機、主要な交差点（幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。）及びカーブ・ミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。</p>
アーチ広告	<p>(ア) アーチ広告の設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域とすること。アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。</p> <p>(イ) アーチ広告の一面の表示面積は、30平方メートル以下とすること。</p>
広告幕、広告網及びこれらに類するもの	<p>(ア) 横断幕及びたれ幕は、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 旗、のぼり等は、横1メートル以下、縦5メートル以下とすること。</p>

	<p>(ウ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。</p> <p>(エ) 道路を横断する広告幕にあつては、信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブ・ミラーからそれぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。</p>
塀又は垣広告	<p>(ア) 表示面積は、当該塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下とし、かつ、20平方メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 個数は、3個以下とすること。</p>
気球広告	<p>(ア) 気球の高さは、取付位置から50メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触するおそれのないようにすること。</p> <p>(ウ) ネットを使用すること。</p>
イルミネーション、ネオンサイン及びこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件	<p>(ア) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。</p> <p>(イ) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。</p>

(2) 自家用広告（条例第7条第5項に規定するもの）

禁止地域	<p>表示面積は、1事業所等について、30平方メートル以下（1件であれば20平方メートル以下）とし、その他の許可の基準については、一般広告の許可基準に準ずる。ただし、条例第4条第3号から第5号まで及び第8号の地域については10平方メートル以下とすること。</p>
------	---

(3) 道標、案内図板等（条例第7条第6項に規定するもの）

道標柱	<p>(ア) 表示面積は、1件0.5平方メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 高さは、1.5メートル以下とすること。</p>
道標板	<p>(ア) 表示面積は、1件0.3平方メートル以下とすること。</p>

	(イ) 高さは、2メートル以下とすること。
案内図板	(ア) 表示面積は、1件5平方メートル以下とすること。 (イ) 高さは、2.5メートル以下とすること。

- (4) 軌道車両（条例第7条第7項に規定するもの） 表示面積は、1側面につき、10平方メートル以下とすること。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

注

- この表において、住居系地域とは、都市計画法第8条第1項の規定に基づく用途地域のうち第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域をいう。
- この表において、商工系地域とは、都市計画法第8条第1項の規定に基づく用途地域のうち準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- この表において、市街地とは、道路の延長100メートルを1単位とした区間に接続する地域において、当該道路に対する平行線を50メートル以下の間隔で描いた場合に、当該道路と平行線又は平行線相互に囲まれる区域で、当該区域内に存する人家若しくは建築物で道路に面しているもの（以下「道路に面する人家等」という。）の戸数が5戸以上である区域又は道路に面する人家等の間口のうち道路に面する部分の合計が50メートル以上である区域をいう。

別表第2（第8条関係）

適用除外の基準

- (1) 条例第7条第2項第1号及び第2号並びに第3項第1号に規定するもの

禁止地域	(ア) 共通許可基準は、別表第1と同じ。 (イ) 自家用広告の表示面積は、1事業所等について5平方メートル以下とすること。 (ウ) 管理上の必要に基づく広告物の表示面積は、1箇所について1平方メートル以下とすること。 (エ) 発光塗料又は露出したネオン管を使用しないこと。 (オ) 設置の方法は、許可を要する一般広告に準ずる。
許可地域	(ア) 共通許可基準は、別表第1と同じ (イ) 自家用広告の表示面積は、1事業所等について10平方メートル以下とすること。

	(ウ) 管理上の必要に基づく広告物の表示面積は、1箇所について、5平方メートル以下とすること。 (エ) 設置の方法は、許可を要する一般広告に準ずる。
禁止物件	(ア) 表示面積は、5平方メートル以下とすること。 (イ) 広告物の個数は、1件につき1個とすること。

(2) 条例第7条第2項第5号に規定するもの

	側部	後部	摘要：意匠は、中間色又は同系統の色を用い色種の少ないものであること。
表示面積	1側面につき、2平方メートル以下（小型車にあつては0.5平方メートル以下）	1平方メートル以下（小型車にあつては0.5平方メートル以下）	
個数	1側面につき3個以下（小型車にあつては2個以下）	1個（小型車を含む。）	

(3) 条例第7条第4項に規定するもの

はり紙又ははり札等	(ア) 表示面積は、1平方メートル以下とすること。 (イ) 表示期間は、1月以内であること。
広告旗又は立看板等	(ア) 大きさは、横1メートル以下、縦2メートル以下とすること。 (イ) 表示期間は、1月以内であること。
摘要	(ア) 表示期間並びに表示者名又は管理者名及びその連絡先を明記していること。 (イ) 表示又は掲出する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にはその所有者）の承諾を得ていること。

(4) 条例第7条第10項に規定するもの

- (ア) 寄贈者名等の大きさは、表示面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下とすること。
- (イ) 当該施設又は物件の効用を妨げないものであること。
- (ウ) 寄贈者名等の表示は、1件につき1個とすること。
- (エ) 発光塗料は使用しないこと。